

けいはんな学研都市におけるスマートシティの構築について

【担当省庁】国土交通省、財務省

けいはんな学研都市におけるスマートシティの構築に向けた「ネクスト・ステージ・プラン（仮称）」の策定

◆ けいはんな学研都市は「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づき、「サード・ステージ・プラン」を踏まえた基本方針のもと整備が進められている。

同都市では、近年、健康医療分野のイノベーション拠点形成を目指す「**国家戦略特区**」への指定、「**関西イノベーション国際戦略総合特区**」に基づく健康医療・エネルギー等の研究拠点となる「けいはんなオープンイノベーション拠点」の開設、スマートシティ構築に向けた産学公住連携の取組の進展、民間のライフサイエンス分野の研究開発施設をはじめ**今後 15 件以上の立地が進むなど新たな事業展開へ踏み出しているため、現行の基本方針を発展させた次世代の都市運営の指針が必要**となっている。

このため、京都府では、**平成 27 年度までとなっている同プランの期間満了後の次のステージのあり方の検討**を行っているところであり、こうした地元の取組も踏まえ、**国において「ネクスト・ステージ・プラン（仮称）」の策定**に取り組んでいただきたい。

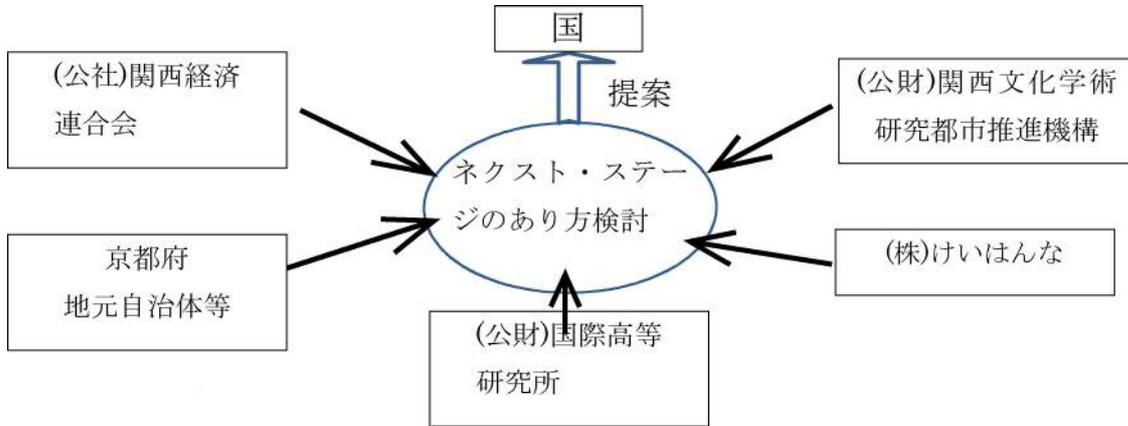
関西文化学術研究都市建設促進法による法人税特別償却制度の延長

◆ けいはんな学研都市への企業立地や設備投資の促進のため認めている**法人税特別償却制度**について、上述のように、新たなステージに向けた取組が始まっていること、今後も活用する企業が 15 件以上あることから、**平成 27 年 3 月までとされている当制度の適用期限を延長**していただきたい。

【現状・課題等】

◎ ネクスト・ステージ・プラン（仮称）への地元の取組

関係団体による都市課題の解決策、都市運営の今後のあり方検討を進め、国に提案することとしている。

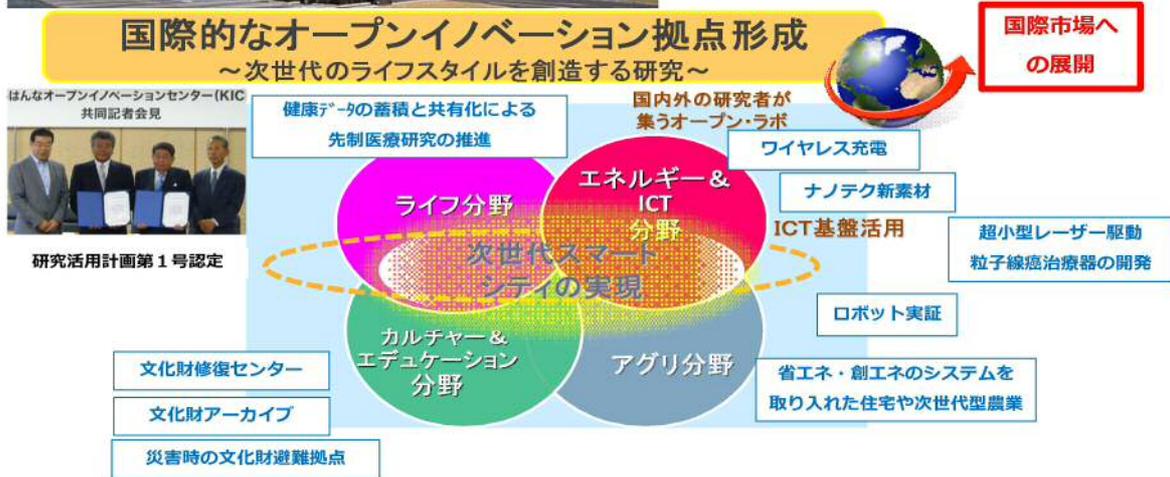


◎ けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）の整備

(Keihanna Open Innovation Center @Kyoto・略称 KICK)



- ?法律改正により国から府に平成26年4月譲与
- ?研究活用計画の第1号認定（平成26年9月4日）
- ※二者が来年度より研究開発開始予定（京都情報大学院大学、日本テレネット）
- ?産学連携による共同研究プロジェクトの展開（京都大学・京都府協働パネルによる構想実現）



◎ 法人税特別償却制度の適用実績（20～25年度実績、26～予定）

年度	20	21	22	23	24	25	26以降予定
適用実績(件)	4	2	2	2	2	3	15以上

◎ 法人税特別償却制度の概要

期限：平成27年3月31日

償却率：建物・附属設備（2億円以上）6/100、機械・装置（240万円以上）12/100

【京都市の担当課】

政策企画部 文化学術研究都市推進課 075-414-5196 / 新技術拠点整備課 075-414-4372